

津市立みさと幼稚園送迎バス運行要綱

平成18年1月1日教育委員会訓第9号

改正 平成22年1月27日教育委員会訓第1号

(目的)

第1条 この要綱は、津市立みさと幼稚園の幼稚園児（以下「幼稚園児」という。）が安全かつ合理的に通園ができるよう、本市が津市立みさと幼稚園送迎バス（以下「送迎バス」という。）を運行することを目的とする。

(運行回数)

第2条 送迎バスの運行は、午前1回（迎え）、午後1回（送り）を基準とする。

2 前項の規定にかかわらず、送迎バスを運行する必要のないとき、又は降雪等により安全な運行ができないときは、運行を休止することができる。

(乗降の場所)

第3条 津市立みさと幼稚園長（以下「幼稚園長」という。）は、幼稚園児が送迎バスに乗降する場所として、各地区の主要な公共施設又はこれに準じた安全な停車場を指定し、送迎バスをそこに発着させる。

(対象者)

第4条 通園のために送迎バスに乗車できる者は、原則として津市美里町の長野地区及び高宮校区の幼稚園児（介助が必要な幼稚園児のために添乗する者を含む。）とする。

(申込み)

第5条 通園のために送迎バスに乗車を希望する者は、みさと幼稚園送迎バス利用届出書（別記様式）に必要事項を記入し、幼稚園長に届け出なければならない。

2 幼稚園長は、前項の規定による届出をした者に対し、送迎バスの運行表を配布しなければならない。

(利用上の遵守事項)

第6条 前条の規定による届出を行った者は、送迎バスの利用に際して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運行表に記載された発着時刻までに、指定の乗降場に集合すること。

- (2) 自宅から乗車するまで及び降車してから自宅までは、保護者が自己の責任において送迎を行うこと。
- (3) その日の利用を取りやめるときは、あらかじめ申し出ること。
- (4) 乗車中に、送迎バスの運行に支障を来すような行為を慎むこと。
- (5) その他幼稚園長の指示に従うこと。

(経費の負担)

第7条 送迎バスを利用する園児の保護者（次に掲げる者を除く。）は、当該送迎バスの運行及び管理に必要な経費の一部として、一月当たり1,500円（一月の利用日数が10日に満たない場合にあっては、750円）を負担するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者
- (2) その他教育委員会が特別の事情があると認める者

2 前項の経費は、利用月分を当該月の翌月10日（4月分及び1月分にあつては、当該月の翌月20日）までに支払わなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、送迎バスに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の美里村立幼稚園送迎バス運行規則（平成13年美里村教育委員会規則第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成22年1月27日教育委員会訓第1号）

この訓は平成22年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

みさと幼稚園送迎バス利用届出書

年 月 日

（あて先）津市立みさと幼稚園長

（〒 ）

保護者住所

氏名

㊟

園児氏名

電話

幼稚園への通園のために、送迎バスを利用したいので届け出ます。

利用に当たっては、津市立みさと幼稚園送迎バス運行規則及び貴職の指示を遵守いたします。

乗降を希望する場所	
-----------	--